



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

### 規則

○秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則(一一一・医務薬事課)……………1

## 規 則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第百十一号

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則(昭和四十六年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「七パーセント」を「一・九パーセント」に改める。

第五条中「者は、」の下に「別に定める様式による」を加え、「添付し、」を「添付して、これを」に改める。

第六条中「の可否及び」を「を」するかどうか及び貸付けをする場合の「に」、「貸付けをすることに決定した者に対しては貸付決定通知書により通知し、貸付けをしないことに決定した者に対してはその旨を通知する」を「当該資金の借入れの申込みをした者にその結果を通知するものとする」に改める。

第七条中「貸付決定通知」を「貸付けの決定」に改め、「ときは、」の下に「別に定める様式による」を加える。

第九条第二項及び第十条中「ときは、」の下に「別に定める様式による」を加える。

第十一条中「ときは、」の下に「別に定める様式による」を加

え、「添付し、」を「添付して、これを」に改める。  
第十三条第一項中「までに」の下に「別に定める様式による」を加え、同条第二項中「対し、繰上償還通知書により通知する」を「その旨を通知するものとする」に改める。

第十五条を削る。

第十六条中「ほか」の下に「条例及びこの規則の施行に関し」を加え、同条を第十五条とする。

別表及び様式第一号から様式第十号までを削る。

### 附 則

1 この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則第二条の二の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄